

令和6年度 橿原市地域型保育事業所設置運営事業者募集要項

1. 募集の趣旨

橿原市（以下「本市」という。）では、令和2年3月に策定した「橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画」において、待機児童の解消及び多様な保育ニーズ等に対応するため、地域型保育事業を推進することとしており、小規模保育事業所の新設等により保育の提供体制の確保に取り組んでまいりましたが、待機児童（潜在的待機児童を含む）の解消には至っておりません。

そこで、特に待機児童が多い0～2歳児を対象に保育を提供する地域型保育事業所について、令和7年4月1日から運営を行う事業者を公募します。

2. 募集対象施設、募集地域及び募集箇所数等

(1) 募集対象施設

募集を行う地域型保育事業所は、以下のいずれかの施設とします。

① 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所であって、橿原市家庭的保育事業等の運営基準等を定める条例（令和3年橿原市条例第37号。以下「条例」という。）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準省令」という。）に基づく小規模保育事業所（A型、B型、C型）とします。

② 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所であって、条例及び基準省令に基づく家庭的保育事業所とします。

※待機児童の解消を目的としていることから、定員の設定が多い事業所をより高く評価するものとします。

※保育従事者における保育士資格を有している者の割合が高い事業所をより高く評価するものとします。

(2) 募集地域及び募集箇所数等

『橿原市第2期子ども・子育て支援事業計画』では、本市全体を単一の提供区域と設定していますので、下記のとおり市内全域で、新設の小規模保育事業所及び家庭的保育事業所を合計2～3箇所程度募集します。

募集地域	募集箇所数	開所日
市内全域	2～3箇所程度	令和7年4月1日

※募集箇所数については、施設改修等に関する補助金の予算額や、橿原市立幼稚園・こども園を連携施設とする場合を考慮して設定しているため、自主財源による整備や連携施設を応募する事業者（以下、「応募者」という。）が自ら確保される場合には、募集箇所数以上の事業者を選定する場合があります。

※待機児童の解消を目的としていることから、待機児童が多い地域周辺への設立を提案された事業者をより高く評価するものとします。

※参考として待機児童の多い小学校区

真菅小学校区	金橋小学校区	真菅北小学校区
--------	--------	---------

3. 応募資格

(1) 応募者は、次の事項を全て満たす者としてします。

- ① 法人であること、もしくは、法人設立見込みであること。ただし、法人設立見込みである場合は、開園に支障のない日までに法人設立に関する所定の手続きを完了できること。また、応募申込時においては法人設立予定である旨を明記すること。

※応募日現在において、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業、法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業、法第39条に規定する保育所、法第59条の2に規定する認可外保育施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園を運営している事業者については、より高く評価するものとします。

- ② 社会福祉法人又は学校法人以外の場合、地域型保育事業を行うために必要な経済的基礎があり、本事業の資金計画及び事業計画が適正であり、(ア)と(イ)の要件を満たすこと。

(ア)必要な資金として地域型保育事業の年間事業費の12分の1以上に相当する普通預金又は当座預金等を有していること。

(イ)賃貸物件により地域型保育事業を実施する場合は、1年間の賃借料に相当する額を安全性があり、かつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。なお、(ア)年間事業費の12分の1の資金とは別に確保すること。

- ③ 社会福祉法人及び学校法人以外の場合、当該地域型保育事業の経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が社会的信望を有すること。

- ④ 応募者が社会福祉法人及び学校法人以外で現に運営する施設がある場合、実務を担当する幹部職員が、保育所等(保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、その他児童福祉施設等)において2年以上勤務した経験を有する者若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

また、応募者が社会福祉法人及び学校法人以外で現に運営する施設がない場合、実務を担当する幹部職員が、保育所等(保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、その他児童福祉施設等)において常勤職員として5年以上勤務した経験を有する者若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと

- ⑤ 条例及び檜原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める条例(令和3年檜原市条例第36号)ほか関係法令に従った運営ができること。
- ⑥ 法第34条の15第3項第4号に該当しないこと。
- ⑦ 利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築ける事業者であること。
- ⑧ 「保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)」(以下「保育指針」という。)に準じて保育を提供すること。また、本市からの指導に従う等本市の保育行政について積極的に協力できる事業者であること。

- ⑨ 応募者及び応募者が現に運営している施設について、過去5年に実施された所轄庁等による監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。また、その重大な文書指摘を受けた事案に関与した者が応募者の役員等に含まれていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の扱いとする。
- ⑩ 檀原市暴力団排除条例（平成23年檀原市条例第23号）第2条第1号から第3号に該当しないこと。このことについて、応募者の役員等について管轄する警察署へ照会を行う場合があります。
- ⑪ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑫ 檀原市入札参加資格停止要綱（平成14年告示第208号）に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- ⑬ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続中である事業者でないこと。
- ⑭ 公租公課を滞納していない者（法人設立見込みの場合は代表者）であること。
- ⑮ 地域型保育事業の実施にあたり、宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- ⑯ 本募集要項にて提示する条件を厳守できること。
- ⑰ その他法令等に違反する事業者でないこと。

（2）応募に対する制限

次に掲げる者は、（1）の事項を全て満たす者であっても、この要項に基づく募集に応募することはできません。また、応募者は次に掲げる者から直接的又は間接的に支援を受けることはできません。なお、一事業者につき複数個所の応募はできません。

- ① 本市が設置する「檀原市家庭的保育事業等設立認可等審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の委員（以下「審査委員」という。）及びその家族
- ② 審査委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者
- ③ 審査委員から指導を受けている立場にある者

（3）失格基準

応募者が次の各号のいずれかに該当する場合、失格とします。

- ① 提出書類に重大な不備や虚偽の内容を記載したと認められる場合
- ② 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- ③ 応募者が審査委員会による選定の前後に、審査委員と直接、間接を問わず本募集に関する接触を求めた場合
- ④ 選考審査に関する不当な要求等があった場合
- ⑤ その他本市が不正と認める行為があった場合

4. 施設の用地、建物及び設備等に関する条件

(1) 用地及び建物に関するもの

- ① 事業を予定している土地及び建物について、応募時点でその確保が確実であることを確認できること。(見込みを含む。)
- ② 建物を改修するにあたっては、事前に関係機関に相談するなどして、建築基準法（昭和25年法律201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令を遵守すること。
- ③ 既存建物を活用する場合は、建築基準法上の耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしていること。(耐震診断を実施し耐震基準上問題がない事が確認された建物、または耐震補強済みのものを含む。)
- ④ 既存建物を活用する場合は、建築確認済証及び検査済証が交付されていること。(検査済証が交付されていない場合は、国土交通省が示すガイドラインに従い、指定確認検査機関での建築基準法適合検査を受けた結果報告書を提出すること。)
- ⑤ 土地又は建物について貸与を受ける場合、原則として地上権又は賃借権を設定し、これを登記すること。ただし、下記のいずれかに該当する場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、この限りではない。

(ア) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

(イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

- ⑥ 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源を確保されていること。また、賃借料及びその財源が資金収支計画書に計上されていること。
- ⑦ 採光、換気が良好であること。

(2) 設備に関するもの

- ① 保育室と調理室又は設備の間に隔壁を設ける対策を講じること等、あらかじめ奈良県中和保健所と十分に協議すること。
- ② 原則、地域型保育事業所の敷地内に屋外遊戯場等を設けること。ただし、敷地内に適当な屋外遊戯場等を確保することが困難な場合は、屋外活動に当たって、安全が確保され、かつ、地域型保育事業所からの距離が日常的に使用できる程度であり、移動に当たって安全が確保されている、屋外遊戯場等に代わるべき必要面積以上を有した公園等（以下「代替地」という。）が付近にあること。その場合は、代替地が私有地であるときは、地域型保育事業所の入所児童が日常的に屋外活動に使用することに関して、当該代替地の所有者の承諾を得たことがわかる書類（任意様式）を提出すること。
- ③ 入所児童の送迎のため、自動車及び自転車を駐停車させる場所が確保されていること。
- ④ 給食の材料搬入や緊急時等に利用する車両を駐停車させる場所が確保されていること。なお、③との兼用は可能とする。

5. 運営に関する条件

地域型保育事業所の運営に当たっては、関係法令等のほか次の事項を遵守すること。

(1) 基本事項

① 定員

(ア)小規模保育事業A型及びB型

19名以内とし、0歳児から2歳児までの定員構成にすること。なお、定員構成は0歳児 ≤ 1歳児 ≤ 2歳児とし、待機児童解消のための事業であることを踏まえ、2歳児に偏りが生じない構成とすること。(目安：0歳児3～5人、1・2歳児各5～7人)

(イ)小規模保育事業C型

10名以内とし、0歳児から2歳児までの定員構成にすること。なお、定員構成は0歳児 ≤ 1歳児 ≤ 2歳児とし、待機児童解消のための事業であることを踏まえ、2歳児に偏りが生じない構成とすること。(目安：0歳児1～3人、1・2歳児各3～4人)

(ウ)家庭的保育事業

5名以内とし、0歳児から2歳児までの定員構成にすること。なお、定員構成は0歳児 ≤ 1歳児 ≤ 2歳児とし、待機児童解消のための事業であることを踏まえ、2歳児に偏りが生じない構成とすること。(目安：0歳児1人、1・2歳児各1～2人)

- ② 基本開所時間は、月曜日から土曜日、1日当たり11時間（午前7時半から午後6時半を基本とし、本市と協議の上決定）とする。
- ③ 休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日）とする。
- ④ 利用申込受付及び対象児童の利用調整は、本市において行う。
- ⑤ 本市が指定する期日までに、入所児童受入れ人数の連絡を必ず行うこと。
- ⑥ 保育料については、本市の基準に基づき、本市が決定するものとする。
- ⑦ 保育料は、事業者が保護者から徴収するものとし、その方法は事業者が定め、保護者に周知すること。
- ⑧ 送迎の集中する時間帯に職員を配置して指導に当たらせる等、入所児童や送迎する保護者、歩行者等の安全を第一に考え、交通事故や違法駐車等による問題を未然に防ぐよう十分な対策を講じること。
- ⑨ 入所児童については、地域型保育事業所の管理・運営業務を行うに当たり必要な保険（傷害保険等）に加入すること。
- ⑩ 保護者との意思疎通を図り、質問・要望等については誠実に対応すること。また、苦情解決体制を整備し、苦情解決責任者、苦情受付担当者を設置し、本市及び保護者に公表すること。
- ⑪ 定期的に福祉サービス第三者評価の受審に努めること。
- ⑫ 同一建物内で他の事業を複合的に行う場合は、地域型保育事業と明確に区別すること。

(2) 保育内容等

- ① 多様な保育サービスのニーズに応えるために、延長保育事業、一時預かり事業等を追加で提案していただくことは可能です。ただし、ご提案いただく事業の実施に要する財政措置をお約束するものではありません。
- ② 給食については、原則、自園で調理を行うこと。給食におけるアレルギーへの対応は、除去食、代替食などにより、入所児童ひとりひとりの状況に応じたものとする。調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号）を遵守すること。なお、基準省令第16条に基づく搬入施設からの搬入は可能とする。
- ③ 「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日社援施第65号）の別紙「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日衛食第85号）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準じて、調理従事者等は、月1回以上の検便を受けること。検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めること。
- ④ 保育内容については、保育指針に基づいた全体的な計画及びこれに基づく指導計画等を作成し、その計画に沿って実施すること。
- ⑤ 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防のため、特に寝返りのできない乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かし、また、午睡及び仮眠中は、0歳児は5分、1歳児は10分、2歳児は15分に1回の呼吸確認を行い、健康観察の表（天気・気温・湿度・体調・呼吸確認・睡眠時刻等）を作成し、記録をつけること。
- ⑥ 保護者との交流を図り、保護者の意見を地域型保育事業の運営に反映させること。
- ⑦ 本市内の保育所等と連携・交流を行い、相互の保育の向上を図ること。
- ⑧ 事業者は、延長保育料などその他実費徴収、上乗せ徴収を徴収する場合は、経理内容を明確にし、保護者の求めに応じ結果を報告すること。

(3) 職員配置

- ① 職員の配置については、基準省令及び条例等を遵守すること。なお、保育に当たる職員は、全て保育士資格を有していることが望ましい。
 - (ア)小規模保育事業所A型
基準省令第29条の規定を満たしていること。
 - (イ)小規模保育事業所B型
基準省令第31条の規定を満たしていること。
 - (ウ)小規模保育事業所C型
基準省令第34条並びに条例第6条及び第7条の規定を満たしていること。
 - (エ)家庭的保育事業所
基準省令第23条並びに条例第6条及び第7条の規定を満たしていること。
- ② 延長保育事業等を実施する場合は、当該事業を実施する上で必要となる職員の配置に留意すること。

- ③ 地域型保育事業所で入所児童の保育に直接従事する職員については、他の施設の職員と兼ねないこと。

(4) 連携施設

- ① 基準省令第6条に規定する連携施設を確保すること。
- ② 橿原市立幼稚園・こども園を連携施設として指定することも可能です。なお、連携を希望する場合は、応募申込書の提出前に本市と条件等について協議すること。
- ③ 連携施設が橿原市立施設でない場合は、連携施設との連携の内容について、「【様式9】連携施設の概要」にて提出すること。なお、連携施設が同一法人及び橿原市立施設以外の場合は、具体的な連携の内容を明確にした覚書等を締結し、その写しを添付すること。
- ④ 卒園後の連携施設については、市内の教育・保育施設とすること。

6. 設置・運営に当たっての補助等

(1) 施設改修等に関するもの

国の「保育対策総合支援事業費補助金」を活用し、「橿原市民間保育所等運営補助金交付要綱」(平成21年橿原市告示第79条)に基づき、予算の範囲内で補助します。

※補助対象経費には、土地や既存建物の買収、土地の整地、建物を新築する場合の建築工事費及び設計管理費は含まれません。

※地域型保育事業所を廃止した場合、運営した期間に応じて補助金の返還が必要になる場合があります。

※令和7年4月1日までに開園できない場合は、原則として、補助を受けることができません。

※補助金の交付には、所定の手続きが必要になります。

(2) 運営に関するもの

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第29条に基づく地域型保育給付費を支給します。また、延長保育事業等に対しては、国の「子ども・子育て支援交付金」を活用し、「橿原市民間保育所等運営補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助します。

7. 応募方法等

(1) 質問の受付及び回答

① 質問の受付

「【別紙1】質問票」により、こども政策課(kodomoseisaku@city.kashihara.nara.jp)宛てに電子メールにて送付してください。なお、送付した旨の電話連絡を、確認のために必ずお願いいたします。

② 受付期間

令和6年7月1日(月) から 令和6年7月19日(金) 午後5時まで

③ 質問への回答

令和6年7月26日(金)までに、橿原市のホームページに掲載します。

(2) 応募申込書及び添付書類の提出

① 提出場所

橿原市役所分庁舎(ミグランス)2階 こども政策課

② 提出受付期間

令和6年7月2日(火) から 令和6年8月9日(金)

開庁日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)

③ 提出方法

窓口への持参に限ります。郵送等による提出は受け付けできません。

④ 提出書類

- ・ 橿原市地域型保育事業所設置運営事業者応募申込書
- ・ 添付書類(「【別紙2】提出書類一覧」のとおり)

⑤ 提出部数

正本1部 副本10部

※提出物は1部ずつA4サイズのファイルに綴るとともに、資料番号をインデックスで表示してください。また、「提出書類一覧」の提出欄に○を付し、綴じこんだ資料の先頭に添付してください。

※事前に電話で来庁日時を連絡の上でご持参ください。

※提出の際に、提出書類についてお聞きする場合がありますので、担当者の方がご持参ください。

8. 事業者選定方法

(1) 選定方法等

- ① 応募書類の審査及び応募者に対する面接審査(プレゼンテーションと質疑応答)により、審査委員会が事業候補者の選定を行います。
- ② 審査委員会は、別表の審査基準表に基づいて、審査項目ごとに採点します。
- ③ 選定にあたっては、各審査委員の評価点の合計点により応募者の順位を定め、上位2～3者を事業候補者として選定します。なお、同点の応募者が複数あった場合は、必要に応じ、審査委員の多数決によりその順位を定めます。(選定事業者数は定員や連携施設の状況によって変動します。)
- ④ 各審査委員の評価点の平均が120点未満(200点満点の60%未満)の場合は、最低基準点以下として、選定対象外とします。
- ⑤ 応募者が1者であった場合でも、審査を行います。
- ⑥ 審査の結果、事業候補者を選定しない場合もあります。

(2) 書類審査

応募書類の書類審査を行います。書類審査の結果、応募要件を満たしていない場合については、面接審査を行うことなく失格とする場合があります。

※応募者多数の場合は、審査委員会の判断により、定員の設定や運営実績等の書類審査における上位者にのみ面接審査を行う場合があります。

(3) 面接審査

- ① 面接審査の日程は、令和6年8月30日(金)を予定しています。(都合により変更になる場合があります)

※詳細については、後日通知します。

- ② 面接審査の実施時間は、1応募者当たりの持ち時間を45分とし、「プレゼンテーション20分」「質疑応答15分」「準備5分・撤収5分」として実施します。
- ③ プレゼンテーション時に提案できる内容は、提出書類に記載された範囲内に限ります。
- ④ プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とします。希望する応募者は、パソコン等の電子機器を用いて行うことができます。なお、電源コンセント並びにプレゼンテーションで使用する機器のうちプロジェクタ及びスクリーンについては、本市において用意します。それ以外の機器は応募者にて用意してください。

9. 選定結果の通知

選定結果については、応募者全員に対して書面で通知します。また、本市ホームページに事業候補者を掲載します。

なお、選定に関する異議等は受け付けいたしません。

10. 事業開始までのスケジュール

日程	事項
令和6年7月1日(月)	募集要項公示
令和6年7月1日(月) ～令和6年7月19日(金)	質疑受付期間
令和6年7月2日(火) ～令和6年8月9日(金)	応募書類の受付期間 ※窓口にご持参ください。
令和6年8月21日(水)	書類審査結果通知
令和6年8月30日(金)	面接審査
令和6年9月17日(火)	結果通知発送・ホームページ掲載 ※すべての応募者に通知します。
令和6年10月上旬 ～令和7年3月上旬	改修等工事期間
令和7年3月中旬	認可・確認手続
令和7年4月1日(火)	開所

※ スケジュールはあくまでも予定であり、変更が生じる場合があります。

11. 選定後の留意事項

(1) 事前協議・覚書の締結

選定後、本市との事前協議を行います。

また、応募内容を確実に履行していただくため、本市と事業候補者との間で覚書を締結します。

(2) 地元への説明

円滑な事業実施のため、事業候補者が責任を持って所在地の自治会等に対して説明等を行い、工事入札前までに、次のものを提出すること。

- ① 賃貸物件を改修して事業所を設置する場合
 - ・「【別紙3】自治会同意書」及び所在地自治会に対して説明会を開催した会議録等
 - ・同一物件の入居者及び入居事業者に対する説明等の会議録
- ② 建物を新築して事業所を設置する場合
 - ・「【別紙3】自治会同意書」及び所在地自治会に対して説明会を開催した会議録等
 - ・「【別紙4】隣接地権者同意書」及び整備地に隣接する地権者に対して説明を行った会議録

(3) 事業候補者決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合、選定結果の通知後であっても事業候補者決定を取り消します。

- ① 「3. 応募資格」に記載された各項目を満たさなくなった場合
- ② 選定後、本市の承諾を得ずに事業内容を変更した場合
- ③ 選定後、「1.1. 選定後の留意事項 (2) 地元への説明」に記載する内容を遂行しなかった場合

(4) その他

事業候補者が地域型保育事業所の運営を期限内に開始することが困難であると本市が判断した場合は、決定を取り消すことがあります。

1.2. その他

(1) 留意事項

- ① 提出期間終了後の提出書類等の変更及び追加は、原則として認めませんので、できる限り期限内に余裕を持って提出してください。ただし、本市から指示した場合は除きます。
- ② 本募集要項、様式及び別紙等は、応募の検討以外の目的で使用することを禁じます。
- ③ 本市が必要と認める場合、応募者及び提出書類等の内容（個人情報を除く。）を公表することがあります。
- ④ 応募提出された書類の著作権は、それぞれの事業者に帰属します。ただし、本市は、事業者の決定等に必要な場合には、提出書類等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出書類等については、返却しません。
- ⑤ 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。
- ⑥ 応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面（任意様式）により提出してください。
- ⑦ 社会福祉法人及び学校法人以外の者が、地域型保育事業の事業者になる場合は、「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日雇児発第6号）第1の3（4）における条件が付されることにご留意ください。

(2) 計画の変更について

事業候補者として決定された後の計画の変更は、原則として認めません。ただし、サービスの向上につながるものや、施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、かつ変更後も確実に開園が可能であり、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議のうえ、認める場合があります。

1 3. 問い合わせ先及び提出先

橿原市 こども部 こども政策課（担当：西岡、西迫、平井）

住 所：〒634-8509 橿原市内膳町1丁目1番60号（分庁舎2階）

電話番号：0744-47-2786（直通）

F A X：0744-25-2221

メールアドレス：kodomoseisaku@city.kashihara.nara.jp